

## 地域密着型（介護予防）サービス事業者の指定等について

地域密着型（介護予防）サービス事業者については、介護保険法第42条の2第1項及び第54条の2第1項において市町村が指定すると規定されております。

指定事業者の基準適合状況を定期的に確認するため、指定の効力は6年間と定められております。下記事業所については指定有効期間が満了したことに伴い、指定更新の手続きを行ったものです。

〔更新〕

	事業所名	所在地	運営法人	サービスの種類	指定更新年月日	備考
1	レコードブック 津田沼	習志野市 津田沼 4-10-16 -1F	株式会社 C's HEART	地域密着型 通所介護	令和3年 11月1日	
2	かすみのいえ	習志野市 香澄 3-14-1	有限会社 吉清	地域密着型 通所介護	令和3年 11月1日	
3	べあはうす デイサービス	千葉市 花見川区 幕張町 6-281-19	べあ HOUSE 株式会社	地域密着型 通所介護	令和3年 11月1日	本市被保険者1名
4	藤崎デイサービスセンター 明かり	習志野市 藤崎 6-18-11	株式会社 フォレスト	地域密着型 通所介護	令和3年 12月1日	
5	グループ ホーム津田沼	習志野市 藤崎 4-10-8	株式会社 ヘルス ケア ナラシノ	(介護予防) 認知症 対応型 共同 生活介護	令和3年 12月1日	

令和4年3月17日  
令和3年度第2回介護保険運営協議会  
報告事項(4)

6	リハビリ デイサービス nagomi 船橋東部店	船橋市三山 3-35-3	株式会社 アクセス	地域密着型 通所介護	令和3年 12月1日	本市被保険者3名
7	和みリハビリ デイサービス センター	習志野市 津田沼 7-5-15-102	有限会社 Foresight	地域密着型 通所介護	令和4年 1月1日	